

2020.03.02

ESG リスクトピックス <2019 年度第 11 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ サーキュラーエコノミー ■

エレン・マッカーサー財団、企業向けの無料ツール「Circulytics」を公開

サーキュラーエコノミーを推進するエレン・マッカーサー財団は、企業向けに循環型ビジネスモデルの進捗度合を計測できる無料ツール「Circulytics」を公開した。利用登録のうえ自社のデータをインプットすると、スコアカードが生成される仕組みとなっている。ツールのパイロット版には BASF や IKEA、ノボルディスクなど 30 社が参加した。

評価の指標は、循環型ビジネスモデル実現のための手段としての①戦略、計画②人材とスキル③システム・プロセス・インフラ④イノベーション⑤対外的エンゲージメントの 5 テーマに関する項目と、その結果としての資源やエネルギー等のインプット・アウトプットの状況に関する項目で構成されている。

（参考情報：2019 年 1 月 14 日付 エレン・マッカーサー財団プレスリリースなど：

<https://www.ellenmacarthurfoundation.org/news/circulytics-the-new-digital-tool-which-allows-businesses-to-accurately-measure-the-success-of-their-circular-initiatives>）

■ 気候変動 ■

2019 年度 CDP 気候変動の結果公表、日本の A リスト企業数が世界一に

環境情報のグローバルな開示システムを推進する国際 NGO の CDP は 1 月 20 日、世界の企業 179 社を 2019 年度の気候変動 A リストに選定したことを発表した。日本の A リスト企業数は 38 社で、世界最多となった。

CDP は運用資産総額 96 兆米ドルを有する 525 の機関投資家を代表し、企業に対して気候変動に関する情報開示を求め、その回答を A～D のスコアで評価している。2019 年の A リストには特に優れた情報開示および取り組みを行っている上位 2%の企業が選定された。

（参考情報：2019 年 1 月 20 日付 CDP プレスリリース：

<https://www.cdp.net/en/articles/media/bt-danone-microsoft-and-sony-named-among-global-leaders-on-corporate-climate-action-in-cdp-a-list>）

■ 気候変動 ■

米機関投資家ブラックロック、Climate Action 100+に加盟

世界最大の機関投資家である米ブラックロックは1月9日、気候変動分野での機関投資家集团的エンゲージメント・イニシアチブ「Climate Action 100+」に参加したと発表。同イニシアチブは、株主決議の申し立てや年次総会での議決権行使も視野に、エンゲージメント対象企業へ温室効果ガス排出削減目標の設定等を要請したり、取締役会や経営陣との会合などを行うもの。ブラックロックの加盟により、同イニシアチブ参加投資家による運用資産総額は約35兆米ドル（約3,823兆円）から約41兆米ドル（約4,479兆円）となった。

エンゲージメント対象企業は、温室効果ガス排出量上位100社に加え、投資家により指名されたクリーンエネルギーへの移行を推進する具体的な機会を持つ企業、気候変動の財務リスクに晒される可能性の高い企業、地域または国家レベルで重要と思われる企業計61社。

* 2017年設立、加盟投資家数は450以上（2020年2月14日現在）

（参考情報：

2020年2月14日付 Climate Action 100+ HP：<https://climateaction100.wordpress.com/progress-report/>

及び2020年1月9日 The Wall Street Journal 記事：

<https://www.wsj.com/articles/blackrock-joins-worlds-largest-investor-group-on-climate-change-11578594349>)

Social—社会—

■ 事業継続 ■

文科省委員会が、南海トラフ地震による津波の高さごとに発生確率を算出

文部科学省の地震調査委員会は1月24日、南海トラフ地震発生時に予想される津波の高さごとの発生確率を公表した。過去のデータに基づき、津波の高さを3・5・10メートルに分けて各地の発生頻度を算出。一部地域での10メートル以上の確率を「30年以内に3%～26%」とした。具体的な期間内の発生可能性を示すことで、いっそうの津波対策が必要な自治体を後押しするのが狙い。

（参考情報：2020年1月24日付 地震調査委員会 HP：https://www.jishin.go.jp/evaluation/tsunami_evaluation/）

■ 気候変動 ■

日本労働組合総連合会が、「ハラスメント対策関連法を職場に活かす取り組みガイドライン」を公表

日本労働組合総連合会は1月28日、「ハラスメント対策関連法を職場に活かす取り組みガイドライン」を公表した。ハラスメント対策の実効性確保のため、ハラスメント対策関連法や国の各指針で定める「雇用管理上の措置（防止措置）」10項目に対し、労働組合として事業主に求めるべき内容のポイントを整理した。

また、パワーハラスメントの該当基準である3つの要素*について留意点を記載。パワハラ防止法指針で整理されている「該当すると考えられる例」「該当しないと考えられる例」については、違法なパワーハラスメントの判断基準ではなく、事業主が事実確認や行為者への措置等を行う場合の参考として扱うべきとの考えを示した。

*「優越的な関係を背景とした」「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」「労働者の就業環境が害される」の3つ。

（参考情報：2020年1月28日付 日本労働組合総連合会 HP：

https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/news_detail.php?id=1561)

Governance—ガバナンス—

■ 情報セキュリティ ■

総務省が、自治体・企業に向けたサイバーセキュリティ対策の緊急提言を公表

総務省は1月28日、電気通信事業者や自治体、一般企業などに向けた緊急提言「我が国のサイバーセキュリティ強化に向け速やかに取り組むべき事項」を公表した。サイバー攻撃のリスクが高まる2020年の東京五輪・パラリンピックに備えて、重要施設に設置されたIOT機器の脆弱性調査やサイバー攻撃を受けた際の速やかな情報公開、官民の連携強化などの実施・強化を求めている。

(参考情報: 2020年1月28日付 総務省 HP: https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02cyber01_04000001_00093.html)

■ ガバナンス ■

経済産業省が「事業再編研究会」を発足

経済産業省は1月29日、日本企業の事業再編の促進を目的に、経営陣、取締役会、投資家らを通じたガバナンスが有効に機能する仕組みを構築するため、「事業再編研究会」を発足した。*

同研究会は、日本企業の経営資源をコア事業や将来の成長事業に集中するためには、既存事業の再編（特に事業の切出し）が必要であるにもかかわらず、大企業において必ずしも十分に実行されていないと指摘する。

そのため、同研究会では日本企業の上記実態の背景・要因等を明らかにすると同時に、事業再編促進にあたって必要となる経営陣への適切なインセンティブや、取締役会による監督機能の発揮、投資家とのエンゲージメントへの対応、事業評価の仕組みの構築と開示の在り方等について、今後検討を進めていく。

* 同研究会は「新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告」（令和元年12月19日 未来投資会議）において、企業価値向上を目的とする事業再編の促進にむけて指針をとりまとめる旨、言及されたことをふまえて設置された。

(参考情報: 2020年1月29日付 事業再編研究会 HP: <https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200129002/20200129002.html>)

全般・その他

■ ESG 投資 ■

MSCI、2020年に注目すべきESGの5つのトレンドを発表

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI*）は1月13日、2020年に注目すべきESGの5つのトレンドを以下のとおり発表した。

- ・ 注目されがちなスタートアップ企業からだけでなく、大企業においても気候変動に関する新たな技術革新が活発化する
- ・ ESGと資金調達の関係がより強固なものとなり、グリーンボンド以外の新しい調達方法への備えが必要となる
- ・ 自然災害による不動産価値の下落が顕在化しており、不動産投資家は、不動産の脱炭素化を一層意識した投資を行うことが求められるようになる
- ・ デジタル化や自動化を背景に、従来のスキルを持つ人材から高度なスキルを持つ人材への入替が進む

- ・ 従業員やサプライヤーなど株主以外のステークホルダーの発言力が一層高まる

* 世界の株式市場の分析・情報提供をしている金融サービス事業者。MSCI 指数に基づく様々なインデックス開発も手掛けている。

(参考情報：2020 年 1 月 13 日付 MSCI HP

<https://www.msci.com/www/blog-posts/2020-esg-trends-to-watch/01686010882>)

■ ESG 投資 ■

ESG 投資に特化した上場投資信託、10 億ユーロ規模へ

ブルームバーグは 1 月 29 日、ESG 投資に特化した上場投資信託 (ETF) のうち、アムンディとブラックロックの 2 本の運用残高が 10 億ユーロ規模に近づいていると報じた。1 年前は 1 億 5000 万ユーロ未満であったものが 6 倍以上に増加しており、ESG を投資の基準とする投資家が急増していることの証明であるとしている。

(参考情報：2020 年 1 月 29 日付 bloomberg HP :

<https://www.bloomberg.com/news/articles/2020-01-29/amundi-blackrock-close-in-on-billion-euro-funds-on-esg-boom>)

■ SDGs ■

金融庁が「金融行政と SDGs」を更新

金融庁は 1 月 28 日、2018 年 12 月に公開した「金融行政と SDGs」の更新版を公表した。更新版では、新たに「共通価値創造」に向けた地域金融機関の経営のあり方を示したほか、金融データライゼーション戦略では、①データ戦略の推進②イノベーションに向けたチャレンジ③機能別・横断的法制の整備④金融行政・金融インフラの整備⑤グローバルな課題の対応の 5 分野について取組を加速するとしている。

(参考情報：2020 年 1 月 28 日付 金融庁 HP : https://www.fsa.go.jp/policy/sdgs/FSAStrategyforSDGs_2020.html)

■ SDGs ■

国連グローバル・コンパクトが SDGs へのアクションの進捗診断ツールをリリース

国連グローバル・コンパクトは 1 月 29 日、「SDG アクションマネージャー」をリリースした。自社の注力すべき SDGs 目標や現在の立ち位置、サプライチェーンやビジネスモデルから見たリスク領域特定の他、設定目標に対する進捗管理などを行うことができる。

(参考情報：2020 年 1 月 29 日付 国連グローバル・コンパクト HP :

<https://www.unglobalcompact.org/news/4518-01-29-2020>)

今月の『注目』トピックス

＜生物多様性＞

○世界経済フォーラム、「新自然経済」に照準

（参考情報）

2020年1月15日付 WEF HP : <https://www.weforum.org/reports/the-global-risks-report-2020>

2020年1月19日付 WEF HP :

<https://www.weforum.org/reports/nature-risk-rising-why-the-crisis-engulfing-nature-matters-for-business-and-the-economy>

2020年1月6日付 CBD 事務局 HP :

<https://www.cbd.int/doc/c/cf51/57c8/0908ef199af5bfe2e236009e/wg2020-02-03-en.pdf>

世界経済フォーラム（WEF）は1月15日に、「グローバルリスク報告書 2020」を公表した。本報告書は年次総会（ダボス会議）を前に毎年発行されるのが慣例となっている。今回、初めて「今後発生し得る長期リスク」の上位5位までを環境リスクが独占した。その内訳は以下のとおり。

1. 異常気象
2. 気候変動の緩和・適応の失敗
3. 大規模な自然災害
4. 大規模な生物多様性の喪失と生態系の破壊
5. 人為的な環境損害・災害

なお上位に入った生物多様性について、WEF は今年「新自然経済」をテーマにシリーズ化した報告書を発行していく予定である。その第一弾として1月19日に「上昇する自然リスク：自然を飲み込んでいる危機がなぜビジネスと経済に関わるか」と題する報告書が発表された。

同報告書は、GDP ベースで世界経済の半分超（44 兆米ドル）が自然（生物多様性と生態系サービス）に中程度以上、依存していると分析している。さらに自然の喪失は、ある臨界点（Tipping Point）を超えた場合に不可逆的に急激に進行する恐れがあり、社会経済を不安定にすると警告している。

その上で企業の自然関連リスクとして、物理的リスク、法規制リスク、市場リスク、評判リスクの4種類を例示し、気候変動分野におけるTCFD*のように、自然関連リスクを全社的リスク管理に統合する必要性を説いている。

OECD もポスト愛知目標を見据えて、2019年に生物多様性における企業、金融セクターの重要性を強調する報告書を公表しており、生物多様性についても気候変動分野のような金融市場を巻き込んだ展開を期待する動きがある。

2020年10月には生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）が開催され、ポスト愛知目標が議論される。既に国連は2020年1月6日に目標の草案（Zero draft）を公表しているが、「サプライチェーン全体で生物多様性への負の影響を半減」などの企業を対象にした目標も含まれている。プラスチック廃棄物などの新しい問題、気候変動政策やSDGsとの連動を意識した目標も設定されており、今後の動向が注視される。

* 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の略称であり、2017年6月に投資家や企業が気候変動による事業リスクと機会について評価、開示し、投資判断に組み込むための枠組みを提言する報告書を公表した。TCFDの提言に対して、2020年2月12日時点で1,000以上の企業、法人、政府機関が賛同を表明している。

Q&A

**Question**

2020年6月1日に施行予定の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が、特にパワーハラスメントで企業に実施を求める具体的な対策を教えてください。

Answer**1. 今回の法改正の概要**

ESG トピックス 2019 年 8 月号の Q&A で取り上げたように、19 年 5 月、各種ハラスメントの防止を目的とした「相談体制の整備、相談した当該労働者等の不利益扱いの禁止、国、事業主及び労働者の責務等」を規定するため、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法などが同時に改正されました。そのうち、労働施策総合推進法は、国内法で初めてパワーハラスメント（以下、「パワハラ」という）を法律で規定しました。

事業主は、同法が施行される 20 年 6 月までに、ハラスメント防止の体制整備が必要です。

（中小企業*は、施行後 2 年間は努力義務）

2. パワハラ防止に関する具体的な対応**(1) パワハラの定義**

改正労働施策総合推進法は、パワハラ の 定義 および その 対策 について 下記 の よう に 定めて います。

事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(2) 事業主に求められる雇用管理上の措置の内容

上記条文が事業主に求める「適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置」の内容は、19 年 12 月に厚生労働省が公表した指針**で示されており、主には以下の 3 点になります。

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

上記 3 点について、指針が定める内容と実践の具体例を紹介します。

①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ・職場におけるパワハラの内容及び職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること
- ・職場におけるパワハラに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則など服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること

○実践の具体例

- ・就業規則など関連社内規定を修正し、指針が求める職場のハラスメント防止のための内容を盛り込む。具体的にはパワハラ防止の方針や行為者の懲戒を規定
- ・社内報やその他の社内コミュニケーションツールを使って、ハラスメント防止方針や防止策を含む規程などを周知する
- ・役員・従業員に研修を通じた周知を図る

②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・相談対応窓口を予め定め、労働者に周知すること
- ・相談窓口の担当者が相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

○実践の具体例

- ・被害を受けた従業員が、秘密が守られながら相談できる制度・体制を設ける
- ・相談を受け付ける担当者を設ける。さらに客観的な立場からの相談対応が望ましい場合は弁護士などの社外窓口を設ける
- ・相談窓口担当者が、被害者ケアへの配慮や状況把握に必要な情報の的確な聞き取りができるようスキルアップを目的にしたマニュアルの作成や研修を実施する

③職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ・事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ・パワハラの事実が確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮と、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ・再発防止に向けた措置を講ずること

○実践の具体例

- ・事実確認のプロセス・手法の設定。当事者を含む関係者ヒアリング
- ・迅速な被害者ケア・救済実施のためのルール・リソースの確保
- ・行為者の処分に関するルールの設定
- ・関係部門（人事やリスク管理など）が連携した原因分析や再発防止策の検討、必要に応じた経営層への報告

3. まとめ

冒頭で述べたとおり、事業主は同法が施行される 20 年 6 月 1 日までに、パワハラ防止措置の対応が求められます。未着手の場合は、早急に取り組みを進められることをお勧めします。

上記 2. ①～③に挙げた方針や規定の策定、相談体制の整備などについては既に義務化されているセクハラ・マタハラ・育児介護休業等と同じ相談制度や内部通報制度を活用することで効率的に対応できます。

今回の法改正への対応には、社内態勢の見直しと必要に応じた追加対応に加えて役職員への周知が不可欠です。役職員にパワハラに対する正確な知識を周知すると同時に、会社としてパワハラを許容しない強い姿勢を役職員に示すこと、これが自社におけるパワハラ防止の第一歩と言えます。

* 中小企業庁 HP(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)を参照。

** 厚労省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08352.html) を参照。

リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ
上席コンサルタント 人見 健太

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2020